令和元年12月橋本市議会定例会会議録(第3号)その6 令和元年12月3日(火)

(午後1時55分 再開)

○議長(土井裕美子君)休憩前に引き続き会 議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

O議長(土井裕美子君)順番12、17番 岡さん。

〔17番(岡 弘悟君)登壇〕

O17番(岡 弘悟君)皆さん、こんにちは。 最後から2番目ですね。一番しんどい時間帯 ですけども、ちょっとつき合っていただけれ ばありがたいです。

今回の質問項目は大題で三つです。

まず、一つ目から行きます。避難所運営の 改革で避難弱者の受け入れを。

台風や有事の場合、本市でも多くの避難所が開設されています。基本的に避難指示が出れば自己判断のもとに避難所に向かうか判断するのですが、避難所に行きたくても行きづらい多くの方がおられます。それは高齢者の方々もそうなのですが、ここでは例えば、赤ちゃんや小さな子どもがいらっしゃる方、年頃の女性、障がいを持たれている家族がいる家庭など、避難所には行けるがその避難所での共同生活、共同空間で気を遣う方々についてお伺いしたいと思います。

もちろん、避難所であるので快適に過ごす場所ではないのは理解しておりますが、他人の迷惑になるから行きづらい、行きたいけど知らない男性の横で眠るのは少し怖いといった声があります。これからの避難所のあり方は、このような避難弱者が避難しやすい環境づくりも必要ではないでしょうか。授乳室やトイレ、障がいを持っておられる方々への配慮など、ただ単に避難する場所の提供だけでは避難できない方が多くおられる現状を鑑み、

以下質問いたします。

小項目の1、現状、本市で授乳室や女性用 トイレなどを設けている避難所はありますか。 もしあればお教えください。

2、本市の避難所の基本的な考え方と避難 弱者については把握しておられるのか、お教 えください。

3、避難所は安全性の確保が大事なのは理解しておりますが、安全性の確保をしたくてもできない、行きづらい人たちへの配慮は必要だとお考えでしょうか。

4、全国的に避難指示が増えつつある現代、 多くの避難所でこのような問題を取り上げ、 避難所運営の改革に乗り出しています。小学 校の教室を利用するなど最低限のプライバシ 一保護など、避難弱者に対して対策ができる と思います。避難弱者の定義を決め、その方々 に簡単な証明書の発行を避難所でできればい いと思うのですが、どうでしょうか。

次、二つ目です。本市でブラック校則は存 在するのか。

最近、ちょっとニュースとかでも取り上げられているのを目にした方もいらっしゃるのではないでしょうか。どうなんでしょうね。 橋本市では僕もあんまり聞いたことはないんですけど、一応確認のためにこれは一般質問させていただきました。僕の時代は結構、ブラック校則はありました。

この間、教育長ともちょっと雑談していたんですけどね。僕も同じ経験があるんですけど、靴は白じゃないといけないという校則がありまして、僕の靴に線が入っていたんですけども修正液で塗り潰されたりね。ほんまの話ですよ。何でこんなことをされるんかなと思いましたけどね。真っ白じゃないといけな

いという理由がよくわからなかったんですけ ど、線が入っているだけで修正液で、僕、ち ょうど遠足で御幸辻の駅に集合しているとき に、「おまえ、線入っとる」って。そして、ま た先生も修正液を持っとるんですよね。わざ わざ用意してまで塗るんやと思って、すごい なと思いましたけど。

中学校に入ったときは、最近ちょっと髪の 毛が薄くなってきてあまりわからないんです けど、僕、天然パーマなんです。そしたら、 「天パかどうか確かめるのに水道で頭をぬら せ」と言われて、「タオル貸したるさかいに、 頭今すぐぬらせ」と言うて、僕、水道で頭洗 わされましたからね。何ちゅうことをと思い ましたけど、当時は校則がそうやったんで、 先生に聞いたんですけど、「先生、何でですか」 と言うたら、「校則やから」って。よくわから んなって。その先生に会うたら今でも嫌みで 言うんですけどね。「先生、校則守って頭洗わ されたんですけど、今でもしてるんでしょう」 と言ったら、先生、「今ではとんでもない」っ て言ってましたけどもね。なかなか時代なん で。ただ、今もそういう校則がもし残ってれ ばちょっと問題があるので、これは確認のた めにちょっと質問させてもらいます。

現状本市では、強制的な時代錯誤の校則は存在しているのか。私が中学生の頃には、正直わけのわからない校則が多くありました。例えば、靴は真っ白でないといけないとか、天然パーマかどうか証明しなければならないなどなど。本当に靴に線があれば修正液で塗り潰されました。今では笑ってしまうような校則がたくさんありましたが、現在でも、全国的にこのブラック校則が存在し問題となっています。強制はしていないがこのような校則がある場合、強制している場合、どちらも時代錯誤であります。本市の現状をお教えください。

それと、学校指定の靴、これ、ちょっと余談なんですけども、ちょっと後でつけ足してしまったんでちょっと文章がおかしくなってしまったんですけども、学校指定のかばんなどですが、校則と同じようにそれぞれの学校で指定されています。それは問題ないと思うのですが、機能的でないかばんなど、学校側がもっと子どもたちの意見を聞き使いやすいものに変えていくべきではないでしょうか。少し余談ではありますが、この点についてもお聞きいたします。

次、大項目の3番です。行政が言う費用対 効果とはどのような尺度なのか。

これは本当に議員をやっててずーっと、ち ょうど僕がほんまに議員やらしてもうた13年 ぐらい前からこの費用対効果というのが、先 **輩議員が激しく「その費用対効果はどうなの** だ」とか、そういった議論が一般質問、議案 審議、予算決算で飛び交っていました。それ については全く僕も問題はないとは思うんで すけども、今回の一般質問でも多くの方がそ の費用対効果についていろいろお聞きされて いましたし、大切なことだとは思うんですけ ども、これ、僕の内容で言うと全くそれを逆 に「それって必要なん」という、逆の意味で の一般質問です、これは。費用対効果が大切 なのはわかっているんやけども、その尺度と いうのが明確にならない以上、費用対効果の 話をしても全く無意味だなと自分自身感じて おるので、それについて一度明確にしておか なければいけないのかなと思って、この3番、 一般質問をさせていただきます。

私が初めて議場に立たせてもらった頃、よく議員から、「その事業の費用対効果は」という質問が多くされていましたが、現在、行政の答弁を聞いていても、費用対効果について、「ある」、「少ない」といった回答が増えてきました。費用対効果を取り入れることは大切

でありますし、我々議員が求めてきたことでもあるので非常によいと思うのですが、少し私自身理解できない部分があるので明確にしていただきたいと思います。

それは、行政の言う費用対効果の尺度は何をもっての費用対効果なのですか。時と場合で尺度と解釈が変われば、必要な事業、必要な施策の判断が曖昧になってしまいます。費用対効果の基準を明確にしてこそ事業の仕分けもできるのではないでしょうか。費用対効果の基準と考え方をお教えください。

この三つです。明確な答弁よろしくお願い いたします。

○議長(土井裕美子君) 17番 岡さんの質問項目1、避難所運営の改革で避難弱者の受け入れに対する答弁を求めます。

危機管理監。

[危機管理監(上田力也君)登壇]

○危機管理監(上田力也君)避難所運営の改 革で避難弱者の受け入れをというご質問にお 答えします。

まず、一点目の本市で授乳室や女性トイレなどを設けている避難所があるかとのおただしですが、市内43の拠点避難所のうち、トイレが男女別になっている避難所は37箇所、多目的トイレがある避難所は23箇所です。また、専用の授乳室がある避難所はありません。

次に、二点目の避難所の基本的な考え方と 避難弱者の把握についてのおただしですが、 まず避難所の基本的な考え方としては、災害 が発生する危険性があり、避難した住民など を災害の危険性がなくなるまで滞在させ、ま た、災害により家に戻れなくなった住民など を一定の期間滞在させるための場所として、 ある程度の人員を収容できる学校、体育館、 公民館などを地域防災計画の選定基準に基づ き避難所として指定を行っています。

また、避難弱者については、要配慮者とし

て、身体障がい者、傷病者、認知症の高齢者、体力が衰えている方、妊産婦、乳幼児、外国人などの方々がおられますが、危機管理室で把握しているのは、令和元年10月末現在で、災害時要配慮者として登録をされている1,583人の方となっています。

次に、三点目の避難所へ行きづらい人への配慮は必要と考えているのかとのおただしですが、大規模災害が起これば、市内全域が被災地となりますので、本市としましてもできるだけの支援・環境整備等ができるよう地域防災計画に基づき避難弱者の皆さまのご意見も聞きながら事前準備を進めており、全ての要望を聞き入れることはできませんが、できる限りの配慮は必要と考えます。

次に、四点目の避難弱者の定義を定め、その方に避難所で証明書を発行できないかとのおただしですが、要配慮者に関しましては、平成26年4月改定の橋本市災害時要援護者(要配慮者)避難支援プランが策定されての定義も定められています。また、避難所で重営では、拠点避難所運営マニュアルにより避難者の名簿のには配慮が必要であるか否かを記載する項目には配慮が必要で、証明がなくても確認することはできます。避難所運営については、この名簿により管理していては、この名簿により管理していくことになりますので、ご理解をお願いいたします。

〇議長(土井裕美子君) 17番 岡さん、再質 問ありますか。

17番 岡さん。

O17番(岡 弘悟君)ありがとうございます。 そうやろなという答弁をいただいているんで すけど、まず最初に、女性用のトイレを分け ていただいているというお話やったんで、そ れは当然かなとは思うんですけども、授乳室 がないんですよね。基本、やはり子どもがお られる、特に小さな乳幼児がおられるご家庭 というのは、やはり子どものことを考えれば、 僕は一番先に避難すべきだと思うんです。そ の親御さんは、子どもがおるからなかなか行 きづらいよという。もちろんお子さんが泣い たりだとか、授乳室がない。あと、おむつと かその辺も考えたら家でおるほうがいいのか なというお話もよく聞くんですけど、やはり 避難所に避難をしなければいけない現状にな れば、皆同じ状況で避難すべきやと思うんで す。それで、授乳室がないというのはやっぱ りちょっとしんどいかなというふうに僕も思 います。これはしていただかないとちょっと 具合悪いかなと思うんですけども。これは一 点授乳室の件についてですけども、ほかので きることとできないことはまた別にして、や っぱりその部分というのは配慮していかなけ ればいけないと思うんですけども、いかがで しょうか。

〇議長(土井裕美子君)危機管理監。

○危機管理監(上田力也君) 授乳室についてはおっしゃるとおりであると思っております。 発災して避難所を開設するようになった場合には、今あいている部屋といいますか、学校であれば空き教室であるとか、あるいは仮設テントというのを防災倉庫に用意しておりますので、その仮設テントを授乳室がわりにするということも可能ですので、開設の際には自主防災会などとも話をして、そういう方に思っております。

〇議長(土井裕美子君)17番 岡さん。

O17番(岡 弘悟君)ありがとうございます。 場所さえあればできることなんで、お金もか からないと思いますんで、テント等があるん であれば。空き教室とかも利用できると思い ますし、その辺は工夫してやっていただけれ ばなと思います。1番はこれで結構です。

あと、2番に移りますけども、避難所の基 本的な考え方と避難弱者についての把握とい うのはある程度お答えいただいているんです けども、僕が言いたいのは目に見えない避難 弱者というんかな、ほんまは行きたいんやけ ど行けない人という、そこに焦点を当ててい るんで、例えば、ここにも書かせてもらいま したけど、障がいのあるお子さんとか、ご家 族がいられる方もちょっとお話ししたんです けど、やっぱり行きづらいって。長時間そこ でじっとようできない。あと、たまに大きな 声も出してしまうときもあるので、やはり皆 さんにご迷惑をおかけする。あと、まちのそ の行く道のりも大変やというのもあるんです けど、行ってもご迷惑をおかけしてしまうん じゃないかなということで、どうしても行き づらいというその意識が働くと。

そういった方と、あと若い女性ね。実際、 僕らは何も思わんと思うんですけど、若い女 性が僕みたいなおっさんの横で寝るの嫌でしょう。知らん人やったら特に。ただでさえ、 ほんまにこれから若い、高校生とか大学生と か二十前後のお嬢さんとかやったら、やっぱ り知らん人の隣で寝るというのはすごく気に なるし怖いと思うんです。そういった問題も 実際全国的には取り沙汰されてきているんで、 特に今答弁いただいた中で一番気になるのは、 一時的な避難であれば、それは仕方がないと 思うんです。

ただ、大規模災害が発生した場合、例えば 台風の場合は大規模災害がなければ、台風が 通り過ぎれば家に帰れるんで、その場合にそ こまでの話というのは難しいと思うんです。 短期間の話になってきますんでね。ただ、避 難が長期間になった場合は、やっぱり配慮は 必要になってくると思うんです。その辺のお 考えはどういうふうに考えておられるのか。 だから、避難所の開設の仕方というのは、短 期向けの避難所と大規模災害、土砂崩れなど が起こって、あと洪水などが起こって家に戻 れない方がその避難所でどのような生活をし ていくかという配慮をこれから考えていかな あかんと思うんです。

この質問をさせてもらうときに、前もお話 しさせてもらいましたけど、僕、大学のとき に神戸でおったんですけども、阪神淡路大震 災にまともに遭うとるんです。その中で一番 困ったのは、一番最初に避難するのはみんな 我慢できるんです、実際。でも、避難が1週 間とか5日を超えてくると、やはり周りでの トラブルって出てくるんですよね。それはふ だんやったら我慢できるんですけども、相手 の事情もわかるんやけどもやはりストレスが たまってくると、人間というのはどうしても 何かにストレスを発散してしまうんで、怒っ ている側も怒られている側も実はそんなつも りはなかったとしても、ささいなことでそう いうトラブルにもなりかねない。だからこそ 避難所に行けないんやという方もいらっしゃ ると思うんです。その辺、今後の課題として、 女性とか、あと、そういう行きたくても行け ない人の配慮というのは今後どのように考え ておられるのか。具体的には無理だとは思う んですけど、今回初めて一般質問でこれにつ いて話しさせてもらったんで、道筋だけはつ けておきたいので、今後の考え方をもしあれ ば答弁いただけますか。

〇議長(土井裕美子君)危機管理監。

○危機管理監(上田力也君)まだ本市は拠点 避難所で避難所運営訓練もしていないという そういう状況ではあるんですけども、午前中 10番議員にもお答えしたんですけども、まず は拠点避難所のスペースにもよるんですけど も、やっぱり福祉避難コーナーという、そこ でそういう授乳室であったり、育児コーナーであったり、子どもが泣いたりもしますんで、 そういうようなコーナーのようなものを設けていくというのが大事ではあるというふうに、 これは一点考えています。

やはり避難時期が長期になっていくに従っ て、議員が今お話しいただいたそういうトラ ブルのようなことも出てきますんで、やっぱ り間仕切りであるとか、なるべくプライバシ ーというか、そういったことを確保できるよ うな、そういうような備品であるとか、間仕 切りであるとか、テントであるとか、そうい ったものを、量にもよるんですけども充実さ せていくということがストレスの解消につな がっていくというふうに思いますのと、もう 一つ、避難所というのはルールがやっぱり一 番大事やというふうに言われておって、ある 人が勝手なことをしてしまうと、それがもと になってまたトラブルになるということもあ りますんで、これからマニュアルをつくって 訓練をしていくんですけども、そういったと ころから始めていきたいなという、そういう 展望を持っております。

〇議長(土井裕美子君)17番 岡さん。

O17番(岡 弘悟君)ありがとうございます。 やっぱり具体的にやっていかないとね。例えば、女性専用車両ができたときに、正直な話、 僕は男の側として、何でやねんというふうな気持ちはありました、正直な話。でも、ただ男女の性別を問わず考えたときに、やはしちゃんととな場所をつくってあげることによってよってあずることによってとは非常にいいことだなと。だから、実際、女性専用をことだなと。だから、実際、女性専用ですよね。ということは、やはり避難所も、若い女性とは言いません。女性に対しての配慮があって女性専用の部屋があってもいいんじ やないかなと思うんです。正直な話です、これ。

だから、特に市長の施策で小・中学校にクーラーをつけている話をしている。せっかくやから、そういうので活用してもええん違うかなと思います。特にお年寄りとかもそうですけど、やはり夏場やったら熱中症になりやすいそういった方々を優先の中ではある意味特別待遇になるんちゃうかという話になるかという話になるかというはども、それは物理的な話で、全員入れるんであれば入ってもらえばいいんやけど、入れない場合はやはりそういう弱者を優先してやっていくというのが僕は一番大切やと思うんですね。

だから、せっかく市長がこうやって小・中学校にエアコンをつけて一生懸命やってくれたんで、こういった場面でも活用していったらいいんじゃないかなというのもまず一点思ったんでこの質問をさせもらったんです。そういったのもこれから考えていっていただければいいかなと思います。

それと、自分で言うててどの番号かわから んようになってきたんですけど。あと、新聞 等でもこの間ちょっとお話があったんですけ ど、これもそうなんやなと思ったんですけど、 一つ点があって、実はペットを飼われている ご家庭というのも、ペットを置いてきて避難 所によう行かんという。これも僕、ちょっと 気になったんですけど、確かにペットっても う昔と違って、昔もそうやったんかもしれな いですけど、家で飼われているペットが多い ですよね、今ね。ということは、四六時中一 緒におるんでもう離れられないんですよね。 昔みたいに外で犬を飼ってて、避難所に行っ てグラウンドにくくって、そこで餌をあげた りとかしてたまに見に行く分にはいいんです けど、家の中で完全に家飼いしてしまってい るんで、外に暑い夜でしたらまだましかもしれませんけど、真冬にそんなとこに自分のとこのペットをとてもじゃないけど置いていけないという飼い主の方もいらっしゃるという気もで、確かにそうやなという気もするんで、でも、だからと言ってペットと一緒に避難できる部屋をつくれと言うとるのと違いますよ。

それで解決策というのが結構おもしろい話があって、段ボールのペット用のグラウンドで寒くないように囲いをつくって、ちょっと大きめの小屋をつくってそこでペットを入れてもらう。それはもちろん飼い主側の責任でね。家をつくるのもそうなんですけど。ただ、そういうつくり方というのもテレビでやっている明究していったら、ペットについてもある程度は連れてきても、ほかの方の迷惑にてテレビを見てたんですけども、そういったのもまたちょっと研究していただければなと思います。

ここで一番言いたかったのは、本当に女性とか、あと、障がいをお持ちのご家庭とか、家族がいらっしゃる方、ご本人もそうですけども、そういった人の気持ちになって避難所の開設のプラスアルファをしていくというのは大事やと思うんです。基本的な考え、昔は毛布どないするんやとか、食料をどないするんやという話から始まっているんですけども、今はそれは至極当然なことで、やっていって当然なことになっていまうとハードルが上がりますよね。

今、市民から求められている、全国的にニ ーズを求められている何かって言ったら、今 度はやはり弱い人の声を、じゃあ、どういう ふうに避難所に吸い上げて、避難所に避難し てもらえる形をとるかというのが大事やと思 うんです。だから、我々のような男の考え方 とかではなくて、ごめんなさい、これはちょ っとおかしいな、言い方悪いな。ごめんなさ い。僕みたいなちょっと大ざっぱな考え方で はなくて、繊細に考えていかないといけない んかなと。私自身全然繊細ではないんでその 辺に気がつかなかったんですけど、とある人 からちょっとそのお話を聞いたときに、そう やなと思いました、実際。自分がその人立場 に立ったら行きづらいなと本当に思いました。 だから、行政としてもそれはぜいたくやって 考えるんではなくて、弱い方のニーズやとい うふうに考えていただきたいんです。そのニ ーズに応えていくというのが、やはり避難所 運営でももちろん大事だし、全体のバランス を見たときにやはりトラブルも少なくなると 思います。

だから、そういった部分でそういった弱者のニーズを拾い上げて、一見聞いたらぜいたくに聞こえるかもしれませんけどもそうではなくて、弱い人たちが至極自然に安全に避難できる環境をつくっていただきたいと思うので、最後に一点お聞きします。そういったニーズに耳を傾けて、できることから始めていただければ結構です。全部やれとは言いません。できることから始めていただけるかどうか、最終的にお聞きいたします。

- 〇議長(土井裕美子君)危機管理監。
- ○危機管理監(上田力也君) そういう方向で 今後調整、関係の団体等も話をしながら進め ていきたいと思っております。
- ○議長(土井裕美子君)次に、質問項目2、 本市でブラック校則は存在するのかに対する 答弁を求めます。

教育長。

[教育長(小林俊治君)登壇]

○教育長(小林俊治君)本市でブラック校則 は存在するのかというご質問にお答えします。

中学校生活における服装、頭髪、持ち物等に関する規定、いわゆる校則につきましては、 学校により名称や位置づけに若干の違いはご ざいますが、全校で定めているところです。 ブラック校則については、現状としては、一 般常識と比較して著しく理不尽であると感じ られるようなものはないと認識しています。

議員が例示されました靴につきましては、 全校とも運動に適したものという規定をして おり、色について派手でない色と規定してい る学校はございますが、白色でなくてはなら ないと規定している学校はございません。

かばんにつきましては、指定かばんを設けている学校は5校中2校であり、3校は生徒が自由に選べる状況です。

また、頭髪に関しましては、生まれつきの 頭髪であることを証明させたり、無理やり直 させたりといったことは行っていませんが、 脱色や染髪等は禁止しています。学校生活を 円滑に進めるため、また望ましい学習環境を 維持するために一定のルールは必要であると の認識から、適切な内容であると考えていま す。

次に、学校側がもっと子どもたちの意見を聞き、使いやすいものに変えていくべきではないでしょうかとのご指摘ですが、本市としましても、時代の変遷とともに学校のルールを見直すことは必要であると認識しています。現時点で校則の見直しについて生徒から要望が上がっている中学校はございませんが、過去には生徒から通学かばんを自由化してほしいとの申し出があり、学校が生徒の意見に耳を傾け、生徒、保護者、教員が話し合いを重ね、通学かばんの自由化を行った学校もございます。

今後も、校則見直しの要望が上がってきた 場合には、各学校においてその要望に対して しっかりと耳を傾け、柔軟に対応してまいり ます。

〇議長(土井裕美子君) 17番 岡さん、再質 問ありますか。

17番 岡さん。

O17番(岡 弘悟君) ありがとうございました。なければいいです。なければよかったです。

ただ、1個だけ、これは要望なんですけど も、さっきのかばんの話はちょっと余談って 言ったんですけど、僕、学校指定が悪いと言 うとるんと違うんですよ。学校指定は学校指 定で僕、すごくいいことやと思います。僕は 全部学校指定のかばんで通っていたので、す ぐ自分のとこの生徒がどうかもわかりますし、 すごくいいなとは思うんです、それは。ただ、 学校側が決めて、子どもたちに買ってもらう というんかな、それをするときに子どもたち がどういうニーズを持っているかを聞いて学 校指定したったらいいと思っとるんですよ。 学校側が決めたもので、これ、使ったときと 言うたら、僕らのときは特にそうやったんで すけど、かばんの中に分けるのがなかって、 お弁当の汁をこぼしたら、全部教科書がお弁 当の汁で真っちゃっちゃになったんですよね。 とてもええにおいした教科書ができ上がるん ですけども。そんな状態になるようなかばん を何気なしに使ってたんですけど、今よう考 えたら、分けれたらそんなことにならないの になとかね。今は知りませんよ。今は僕ちょ っと使っていない。

だから、そういった子どもたちの使いやすいニーズというのを聞いて学校指定をしてあげれば、子どもたちがすごく使いやすいんじゃないかなと。もちろん自由化がいいと子どもたちが決めれば、それはそれで構わないと

思うし。僕は、だから、学校指定が悪いとか、 子どもがばらばらにするのがええとかそうい う話ではなくて、やはり学校指定するにして もニーズを聞くべきやなというのがあるんで。

それと、あと、ブラック校則、今子どもたちがどう考えているかはわからないですけども、教育委員会の把握のもとではないよということ。ただ、校則は必要やと思います。校則が悪いとは言いません。ブラックな校則は問題がありますけども、やはり一つの社会で生活していく上でルールというのはあってしかりのものなので、学校校則がなくなれば全て自由化になっていくというのは、それは僕は逆に反対なんで、校則自体は悪いとは思いません。ただ、ブラックな部分が気になったのでこの質問をさせていただきました。なければもう結構です。

2番を終わります。

○議長(土井裕美子君)次に、質問項目3、 行政が言う費用対効果とはどのような尺度な のかに対する答弁を求めます。

総務部長。

[総務部長(小原秀紀君)登壇]

○総務部長(小原秀紀君) 行政が言う費用対 効果とはどのような尺度なのかというご質問 にお答えします。

費用対効果は、行政が事務を行うにあたり、 最少の費用で最大の効果を上げるために、常 に意識すべき考え方です。

費用とは、人件費など事業実施のために必要な金額であると考えますが、これに対しての効果はさまざまな基準があると考えます。

例えば、システムの導入などにより職員の 作業時間が短縮されたり、事業を直営から委 託に変更することでコストが下がるなどの定 量的な効果もあれば、住民の利便性が向上す ることなどの定性的な効果もあります。定性 的なものについては感覚的になりやすく、満 足度調査やアンケートなどによりできるだけ 数値化して効果を検証する必要があると考え ています。

効果を検証する尺度ですが、成果指標や活動指標といった目標数値に対する達成度により効果の程度を検証したり、他市でも実施している業務については、他市とのコストを比較することで効果を検証する場合もあります。

また、企業誘致事業や移住定住の促進などの事業においては、件数などの定量的な評価のほか、他市にはない事業を実施するなどの戦略的な効果も考慮する必要があります。

一定の基準により事業の是非を判断することは、行政事務において困難なものもありますが、過去からの実績の推移や他市との比較をすることで、より効果的な実施方法の検証などを行うことが費用対効果の尺度となると考えます。

〇議長(土井裕美子君) 17番 岡さん、再質 問ありますか。

17番 岡さん。

○17番(岡 弘悟君)ありがとうございました。非常にいい答弁をいただいてと思うんですけども、僕、この質問をするのは誤解があかんと言うでもりもないし、費用対効果がなかってもええという話でもない。ちよいを自分の立場がない。ちよいでもないがあれてもないがあれてもないがあれてもないがあれて、ほんまに疑問に思って、事業評価もして、当て残ってはまりますが。当はまって、はまらないものもあるでしょう。ですよね。じゃあ、その場との場とですが消えていくんかというは見えづらくなりませんか。

これって僕ら議員が、昔から費用対効果の 話がよく出て、一番わかりやすいのは一つの

事業にある程度の金額、人員を配置して、見 えやすい形で言うたらこれだけの成果があり ました、これだけのものが生み出されました というのはもちろんわかりやすいんやけども、 でも、本当に眠っている市民ニーズというの はそういう評価に現れていない部分って大き いん違いますか。

だから、費用対効果のあるものないものという答弁をよくいただいてて、この頃ふと疑問に思ったんですけど、じゃあ、全ての事業をそれに当てはめていったら、それに当てはまらないものは全部消えていくんですか。僕、そこが疑問なんです。当てはまってない部分ってあると思うんですけども、その当てはまってない部分というのは、じゃあ、どういう尺度で評価しているんですか。

〇議長(土井裕美子君)総務部長。

○総務部長(小原秀紀君) 市の事業について はいろいろな事業があります。法律でこれは やらなければならないというふうな事務もあ りますし、また国から委託されたような事務 がありますので、これにつきましては費用対 効果を関係なしに、当然コストは低く抑える 必要があるんですけれども、費用対効果は関 係なしにやる必要がある事業はかなりたくさ んあります。

それとは別に、市が独自でやる事業などでは特に費用対効果という言葉を使って、かかったコストに対してどれだけの効果、これは効果は金銭的な部分でやるのが一番わかりやすいんですけれども、そういう場合でその事業をやるかやらないか、効果があったかというのを評価しているわけなんですけども、満足度調査でやる場合もありますけれども、効果が低いからと言って、やっぱり市民生活に影響がある事業は当然やらなければならないですし、それをやることによって市民生活が向上する場合は、ある程度のコストがかかっ

て効果が数値で現れなくてもやる必要がありますので、それは事業によってさまざまな評価方法もありますし、全てが費用対効果ではかれるものではないというふうに考えております。

〇議長(土井裕美子君)17番 岡さん。

O17番(岡 弘悟君)ですよね。そうですよ ね。ということは、じゃあ、その費用対効果 ではかられへんものをやめるときというのは、 何を基準にやめるんですか。費用対効果だけ じゃなくていろんな調査もせなあかんけど、 それって見えてこないんですよ。でも、僕ら 議員というのは、やはり行政側ではなく住民 側のトップで、選挙で選ばれてこっちに来て いるので、どうしても住民の意見、だから、 市長がよくお金のことを考えんと言わんとい てくれってよう言われる。僕、そのとおりや と思うんですよ。僕、それについて、やって ほしいときとかやらへんことについて言うて いる話じゃなくて、その曖昧さというのは、 僕は行政にあってしかりのもんやと思っとる んです。

でも、やめるときとかやらなくなったときには、費用対効果が見込めないので、その部分についてはやめていくべきものや。わかるんですよ。納得できるもあるんですよ。だから、その尺度って何かなと思って。納得に対し、例えば、例えば、例えば、例えば、例えばですよ。多額のお金を突っ込んで利用者がすごく少ないとか、それは目に見えてわかるし、市民がやってほしいやってほしいという方ははあるけども、といってほしいという方ははあるけども、とか。それはもう費用対効果ではかれると思うんです、いくらニーズがあったとしてもね。

でも、お金がかかるから、その費用対効果 が見込まれへんからやめると言うんやったら、 ほとんどの事業がそうちゃいますか。さっき 部長がおっしゃったけど、行政ってそういう 仕事違いますか。だって、そうじゃなかった ら、見合った費用をとったらいいじゃないで すか。費用対効果を求めるんやったら、いい ものをつくってそれの料金をとったらええん やけど、そういうわけには行政はいかないで しょう。民間じゃないんやから。ですよね。

だって、橋本市の予算で人件費の占める割合って高いですよね。何で高いかと言うたら、その人件費によってサービスを生み出しているからでしょう。もうけたお金でそのサービスを生み出しているわけじゃないでしょう。企業やったらとおに倒産していますよ。そんな会社はないですよ、人件費が一番高いって。そんな企業はないです。

だから、僕が言いたいのは行政はそれがし かりなんですよ。でも、なぜかその費用対効 果に走ってしまうから、その話と実際の行政 の現状が離れているから、じゃあ、尺度は何 やろうって僕、疑問に思うんです。だから、 やめていく内容のものというものも、実は費 用対効果でははかられへん部分があるんじゃ ないかなと。その部分についてどういうふう に今後考えていかなあかんか、まずその前提 のためにこの費用対効果の尺度を聞いたんで す。だから、決算でも予算でもよく費用対効 果を聞くけども、実際その費用対効果っても っとはかられへん部分ってあるん違うんかな って。だから、その部分を掘り起こしていか んと本当のニーズって見つからんのちゃうか なと思って聞いているんですけども、この点 についてはいかがでしょうか。

〇議長(土井裕美子君)総務部長。

○総務部長(小原秀紀君)大変難しいご質問で、費用対効果につきましては先ほど答弁させていただいたとおりというふうになっております。それで、やめる場合ですけれども、

いろいろな尺度があると思います。目標を設定してあって、それに達成したからやめる場合もありますし、それはその事業によってまちまちだと思います。それと、新まないます。まな場合にコストで比較できる場合は、かけたコストより効果が上がる場合はやりやすい、やる説得材料になるというふうな使い方をする場合もあります。

ただ、自治体の事務というのは多岐にわたりますし、先ほど言いましたようにいろいろな事業がありますので、それを統一的な尺度ではかるというのは非常に難しいことですので、それはその事業事業で的確な費用対効果の算出方法を検証して、それによって判断していくというのが今考えられるやり方なのかなというふうには思っております。

〇議長(土井裕美子君)17番 岡さん。

〇17番(岡 弘悟君)そこが気になるんです。 事務事業評価とか大事ですよ。でも、それに 全部当てはめて評価できないでしょう。でき たら簡単ですわね。僕らも見やすいですよね。 事務事業評価当てはめて、この事業は要るん か要らんのかって言ったら、決算でも予算で も見やすくていい。これ要らんやないか、評 価に合わせたらこれちょっと外れてるんちゃ うかって、それは簡単でいいです、それやっ たらね。でも、行政の仕事というのはそうい うわけにもいかん。だから、僕らも一生懸命 内容を調べて、この現状はどうなっているん かというのを聞くんですよね。だから、全て が全て費用対効果でないということも、もち ろん行政の方もわかっておられる。当然です よね。

僕もそれをわかって何で質問しているかと 言うたら、ついつい費用対効果の話に走りが ちやから。でも、行政の実態というのは費用 対効果だけ求めるものではない。そもそも住民サービスというのは、費用対効果の薄いものでもしていかなければいけないのが行政。民間というのは、費用対効果が大きいものを追い求めるのが企業。利益団体やからね。だから、僕、今、市長の施策を批判しているわけではないですよ。ほんまに費用対効果が必要なものは費用対効果をつくっていけばいいと思う。でも、それをするんであれば、僕は正直ほんまに費用対効果が上がる事務評価をすべきやと思いますよ。あまり深くまで言いませんけど。

ほんまにもうけ、利益を求める部門という のは、指定管理者制度があって、そこにお願 いするんであれば、やはりそれは厳しく評価 していかないといけないと思うし、でも、そ れの必要のない住民に対するサービスという のは、やはりその費用対効果というのを決め るときには非常にシビアな判断が必要になっ て、もちろんそれは最終市長がいつも判断し て、しんどい部分もやっていただいているの はよくわかっているんですけども、でもそれ って目に見えへん部分があるんで、僕が一番 気になるのは、一つの尺度でははかれないん であれば、今、部長がおっしゃったみたいに、 例えば教育部門もそうやけど、教育部門は教 育部門の尺度を持つべきやし、商工業は商工 業の尺度を持つべきやと思うんですよ。そう いった尺度の細分化ができていないから、僕 らも見にくいしわかりにくい。その細分化を していけば、もっと本当に必要な事業なのか、 本当に必要じゃない事業なのかという細分化 ができると思います。ということは、もっと 細かくスクラップアンドビルドができるはず やと思うんですよ。

だから、僕は新しい事業をするためには、 僕、市長がお金ないという話は当然やと思い ます、ないんやから。じゃあ、僕は議員とし て昔から言われているように、僕はスクラッ プアンドビルドしかないと思うんですよ。 じ やあ、そのスクラップアンドビルドに行き着 くには、その細分化がないとおかしいでしま う。だから、今の事務、この尺度がないのな う。だから、今の事務、この尺度がないかな あかんし、そして費用対効果ばっかり走っに と、それは行政の仕事じゃないと思っ しまうと、それは行政の仕事じゃないとと んです。だから、その辺をもう一度、ちょっ とバックしますけども戻って、一回行かという のを考えるべきやと思うんですけども、いか がでしょうか。

〇議長(土井裕美子君)総務部長。

○総務部長(小原秀紀君) 現行やっております事務事業評価につきましては、また総務委員会でも報告させていただきますけれども、今年度も実施いたしまして、181事業だったと思うんですけども、について評価をしております。ただ、その評価の方法につきましてております。ただ、その評価の方法につきましては、コストを出してその活動指標でありますとか、成果指標を出して、それを担当課のほうで評価したのを内部で検討するというようなやり方ですので、それがその事業の評価の指標として本当にいいのかというところについております。

ということですので、事務事業評価についても議員が言われるように、もっと市民にとってもわかりやすい、第三者が見てもわかりやすいような形でそれぞれの指標について検証して、事務事業評価についてもやりかえる必要があるというふうに考えておりますので、かなり難しい課題であるんですけども、他市でもかなり先進的なやり方をやっている事例もありますので、またそういうのを見てちょっと勉強させていただきたいというふうに思います。

〇議長(土井裕美子君)17番 岡さん。

○17番(岡 弘悟君)ありがとうございます。 ごめんなさいね、難しい質問やと思います。 ただ、ほんまに僕は逆の立場なんです、ほん まに。費用対効果が大きいからやります、費 用対効果が少ないからやめますという話では ないと思うのが、僕、それが行政やと思うん です。だから、もちろんお金をかけて費用対 効果がないって明確にわかる場合はそれでい いとは思うんですけども、目に見えないサー ビス、お金にならないサービスをするのが行 政でしょう。ですよね。そこを費用対効果で はかってしまうと抜けてしまうので、そこだ けで判断するんではなくて、本当に何が市民 に必要なのか、本当に橋本市にとって何が必 要なのかを考えて事務事業評価をしていって、 スクラップアンドビルドをしていけばいいん じゃないかなと思ってこの質問をさせてもら ったんです。

だから、尺度がなくて当然やと思って、意 地悪な質問をしとるんです。わかっとるんで す、そんなことは。答えにくいのも十分わか って質問させてもらっています。無理ですよ ね。だって行政の仕事がもともとそういうふ うな尺度を持ってしまったら簡単でいいけど、 それやったら行政の仕事になりませんのでね。 行政というのはそういう企業が追い求めない 利益の部分を支えるものであって、そのため に橋本市の市役所も日々汗をかいているとい うことなんで。だから、我々議員も聞き過ぎ るんで、その辺は非常に僕も反省はしとるん ですけども、そういう聞いている部分で、聞 かなあかん事務事業評価というか、費用対効 果もあるんですよ、実際ね。お金がかかって こんだけしか、例えば、今回やったらサマー ボールの件で14番議員も質問されて、それは 大事なことやと思います。そういった部分と いうのは、目に見えて来場者数とかも関係し

てくるんで、そういうのは大事かなとは思う んです。

でも、先ほど部長も答弁されたはかれない部分、そういったところの評価というのもやはりもっと細分化して、何にとって市民にとってプラスなのか、マイナスなのかと考えて、お金がかかってしまって費用対効果が少ないかどうかという判断だけではなくて、もういお答えをもうてるんでこれ以上言うつもりはないんですけども、少し難しい問題やとは思うんですけども、その辺を考えてこれからなっと事務事業評価だけではなくて、ニーズの掘り起こしと、それにとって橋本市に本当にプラスかマイナスか。

だから、やめにくい事業もあると思うんで

す、実際ね。それをわかって言うとるんですよ。だから、ここの尺度の話をしとるんですよ。でもそれは尺度がないんであれば、やめにくい事業はどんどんどんどんやめずに進んでいくじゃないですか。だから、そういう部分の尺度をつくっていかなあかんということで言うとるんで。本当に市民のためになっているかなっていないのかの事業評価をこれからしていただきたいと思います。いい答弁をもらっているので、これ以上言いません。

以上で終わります。

○議長(土井裕美子君) 17番 岡さんの一般 質問は終わりました。

この際、午後3時まで休憩いたします。 (午後2時46分 休憩)